

1949 年以降の分断ドイツと分断朝鮮

— 僅かな収斂と巨大な乖離の物語 —

Pit Heltmann

元・駐朝鮮民主主義人民共和国ドイツ大使

2026.4

ROLES REPORT No.69

1949 年以降の分断ドイツと分断朝鮮

— 僅かな収斂と巨大な乖離の物語 —

Pit Heltmann

元・駐朝鮮民主主義人民共和国ドイツ大使

2026.4

発行所： 東京大学先端科学技術研究センター
創発戦略研究オープンラボ (ROLES)
〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1

電話： 03-5452-5462

Web サイト： <https://roles.rcast.u-tokyo.ac.jp/>

1. はじめに

分断国家というテーマが取り上げられるとき、ドイツと朝鮮は常に言及される。また、キプロスや、歴史的にはベトナムやイエメンも同様である。鉄のカーテンの崩壊から35年が経過した現在、継続する国内議論にもかかわらず、ドイツの再統一は不可逆的なものとなっていると言ってよい。他方で、二つの朝鮮国家の間の断絶は、おそらくこれ以上ないほど深い。後述するように、CSCE（欧州安全保障協力会議）および1975年のヘルシンキ最終議定書は、東欧社会（ソ連を含む）の変容において、到達点であり、推進力であり、保証でもあった。

朝鮮半島の状況はこれとは大きく異なっていた。朝鮮戦争後、大韓民国（ROK）の経済は飛躍的に成長したのに対し、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）の成長はせいぜい緩慢なものであった。また、韓国は世界貿易体制に急速に統合され、米国の緊密な軍事同盟国となり、歴史的な重荷にもかかわらず日本とも関係を築いた。一方で北朝鮮は世界で最も孤立した国家の一つとなり、常に外部の世界と距離を保ちながら、中国とソ連／ロシアという社会主義の「兄弟国」を相互に牽制させようとしてきた。確かに、朝鮮半島のいずれの側もCSCEやOSCEのような組織に属したことはなく、そもそもそのような枠組みが存在しなかったという事情もある。それでもなお、北朝鮮の孤立は、開放的な「双子の兄弟」である韓国が示した成果と比較したとき、国家と社会がいかに多くの機会を失ってきたかを物語っている。

2. 1949年以降の分断ドイツ

二つのドイツの間関係の発展は、ある面では国際的動向を先取りし、また別の面では遅れを取った。本節では主として両ドイツ国家間のダイナミクスに焦点を当てるが、それが冷戦やデタント（緊張緩和）の時代という大きな枠組みなしには考えられないことは言うまでもない。

第二次世界大戦の壊滅的被害の後、1949年に西ドイツ（FRG）と東ドイツ（GDR）が成立するまで4年を要した。さらに1955年までの6年間で、両国は国際法上の正式な主権を獲得（または回復）し、その後まもなくNATOおよびワルシャワ条約機構に加盟した。

1955年から1969年にかけては、いわゆるハルシュタイン・ドクトリンの時代であった。この原則は、いかなる国であれ東ドイツと正式な外交関係を樹立した場合、それを西ドイツに対する非友好的行為とみなし、当該国との外交関係を断絶するというものであった。

したがってハルシュタイン・ドクトリンは、NATOとワルシャワ条約機構のイデオロギー対立、すなわち冷戦をドイツにおいて最も顕著に表現したものであった。この過程にお

ける最悪の事態は 1961 年 8 月のベルリンの壁建設であり、その暗黙の目的は東ドイツ住民の西ドイツへの流出を止めることであった。

しかし 1960 年代を通じて、ハルシュタイン・ドクトリンが公式には有効であったにもかかわらず、両ドイツの接近に向けた重要な（とはいえ控えめな）措置が講じられた。これは米ソ間の核軍縮交渉などに触発されたのみならず、東ドイツ住民の状況に対して、より現実的かつ成果志向のアプローチが必要であるとの認識が双方の指導部で高まったためでもあった。この時期の代表的概念が「接近を通じた変化（Wandel durch Annäherung）」である。具体的措置としては以下が挙げられる：

- 一定条件下での西ドイツから東ドイツへの小包送付の許可
- 1963 年から 1966 年の間における、特定の条件での西ベルリンから東ベルリンへの訪問の許可
- 1964 年以降における、東ドイツの年金受給者への最長 4 週間の西ドイツ訪問の許可

1969 年、戦後初めて CDU/CSU¹が総選挙で敗北し、ヴィリー・ブランド首相の下で「社会・自由連立政権」が成立した。ブランドは東方政策（オストポリティーク）の中心的推進者であり、この政策は後に英語圏でも一般用語となった。

これに伴い、多数の国際条約および東西ドイツ間条約（いわゆる東方条約）が締結された：

- 1970 年 8 月 12 日のモスクワ条約およびドイツ統一に関する書簡：西ドイツと東ドイツの国境および主権の相互承認。ただし「ドイツ統一に関する書簡」に明記されているように、西ドイツは再統一という目標へのコミットメントを放棄しないものとする。
- 1970 年 12 月 7 日のワルシャワ条約：西ドイツと東ドイツの現行の国境および主権の相互承認。
- 1971 年 9 月 3 日のベルリンに関する四カ国協定：ベルリンの四カ国の地位を確認すると同時に、西ベルリンが西ドイツ領土と特別な結びつきを有することを確認した。
- 1971 年 12 月 17 日の（西ベルリンに関する）通過協定および 1972 年 5 月 25 日の輸送協

定：とりわけ、緊急の家族問題の場合において東ドイツの非年金受給者に対する渡航の機会を創出した—ただし、家族構成員は常に後に残らなければならなかった。

- 1972年12月21日に締結され、1973年6月21日に発効した基本条約
：主権の事実上の相互承認。ただし東ドイツは別途の書簡において、自国憲法である基本法に明記されたドイツ再統一の目標を放棄しないことを主張した。
：西ドイツ人が東ドイツを訪問するための渡航機会を創出した。1973年だけでも、この種の渡航はすでに600万件に達していた。これに対し、東ドイツ市民に発給された渡航許可の総数は、1989年時点でも年間4万件を超えることはなかった(Hüttmann 2012, p.50)。
- 1973年12月11日のプラハ条約：西ドイツと東ドイツの現行の国境および主権の相互承認；ズデーテン地方の割譲に関する1938年のミュンヘン協定の無効性の確認。

1975年のヘルシンキ最終文書は、この過程の集大成であり、デタントの雰囲気の下でこれらの条約によって達成された進展を制度化したものであった。CSCE 最終文書が国際法上拘束力のある条約としての性質を有するかどうかについては議論があるが(例：Schweisfurth 1976)、その規定はその後数十年にわたり署名国によって事実上、たとえ暗黙のうちにてあれ、自らの義務として受け入れられた。国際関係の実務上、いわゆる三つのバスケット²は多くの場合、あたかも標準的な国際法であるかのように参照された。

経済分野において、最終文書は両ドイツ国家間の経済関係の正常化および拡大を控えめではあるが無視出来ない程度に促進した。これは第一に、1988年に約140億DM³に達した二国間貿易の着実な増加に現れている。これに加えて、西ドイツからの広範な支援的支払いがあった。例えば以下の通りである：

- 1983年および1984年におけるそれぞれ10億ドイツマルクの特別融資2件。これは東ドイツを事実上破産から救った。
- 1971年の通過協定に基づき、西ドイツは西ドイツ市民が西ドイツと西ベルリン間の通過ルートを利用する際のビザ料金の代わりに、1972年の2億3500万ドイツマルクから1990年の8億6000万ドイツマルクへと増加する年間一括金を支払った(Abkommen 1971, Art. 18; Bundesregierung 1988, p. 1)。
- 同じ協定に基づき、西ドイツは1990年までに東ドイツ内の通過ルートのインフラ改善措置のために合計46億ドイツマルクを支払った(Best und Gebauer, 2020)。

- あまり注目されていないが、1989年までに総額 35 億ドイツマルクに達した身代金支払いと呼ぶべき政治犯の釈放も、経済的にも政治的にも重要であった（Bundesregierung 2020）。

参考：1989年の東ドイツの国内総生産は約 1600 億米ドル、すなわち約 3010 億ドイツマルクであった。

第三バスケットの下での相互義務の一環として、市民的自由、特に表現の自由は、東ドイツおよび CSCE の他の東欧署名国の市民にとって、おそらく CSCE プロセス全体の中で最も重要な単一の要素であった。戦後の東欧において、言論の自由の擁護者が必要に応じて参照できる国際的に受け入れられた文書を初めて手にしたのであり、これが西側、特に西ドイツの放送コンテンツを東ドイツの市民に利用可能にした。

西側のテレビを視聴したりラジオを聴取したりした者の訴追は、東方条約が発効した後には大部分容認されるようになり、これは 1989 年まで続いた。この時点では実質的にすべての東ドイツの市民が西側のラジオおよびテレビに日常的にアクセスしていた。国内の南東部および北東部の一部地域のみが例外であり、それは政治的理由による部分もあったが、西ドイツからの電波が十分に強くなかったことにもよるものであった。1980 年代末までには、東ドイツ市民は一般に西ドイツの社会的・政治的・経済的状况について、逆の場合よりもはるかに実質的かつ詳細な理解を持っていたとしばしば強調されている。

（余談として：すべてのワルシャワ条約機構諸国が同じ程度の控えめな自由を享受していたわけではないことに留意すべきである。ルーマニアやブルガリアがその例である。しかしながら、この状況はミハイル・ゴルバチョフがソ連で「グラスノスチ」という概念を導入した後の数年間で著しく改善した。）

このような東ドイツ社会における比較的明るい側面にもかかわらず、原則として東ドイツは全体主義国家であり続け、すべてが見かけ通りに良いものであったわけではないことを忘れてはならない。例えば、ドイツのもう一方の側への旅行は、西ドイツ人にとっては東ドイツ人よりもはるかに容易であり続けた。また、西ドイツ人にとってでさえ、東西ドイツ間の旅行のために一人一日あたり強制的にドイツマルクを東ドイツマルクに交換する義務は継続的に引き上げられ、最終的には 25 ドイツマルクに達した。他方の方向、すなわち東から西への旅行申請手続きは、複雑で官僚的かつ多層的で不透明であり、ごく少数の東ドイツ市民にしか許可されなかった。

最後に、1989 年まで、悪名高い「射殺命令」が効力を持ち続けていた—すなわちベルリンの壁またはドイツ内国境を不法に越えようとする者に対して発砲するよう国家人民軍兵

士に命じる命令である。1961年から1989年の間に、ベルリンで140人、ドイツ内国境で260人が射殺された。この命令の最後の犠牲者は20歳のクリス・グエフロイであり、1989年2月5日にベルリン・トレプトウで壁を越えようとして殺害された。

3. 朝鮮戦争後の分断朝鮮

CSCEとその諸規則は、東ドイツおよびより広く東欧全体における自由化プロセスの主要なガードレールであり、またドイツ内国境および鉄のカーテンの崩壊、さらには1990年10月3日のドイツ再統一における決定的要因であった。

しかし、朝鮮半島においては、そのような発展を触発または活性化し得たものは何も存在しなかった。それどころか、1953年の朝鮮戦争終結から今日に至るまでの状況について言える最良のことは、それが凍結された紛争であるということであり、とりわけDPRK（朝鮮民主主義人民共和国）の市民にとっては改善の見通しが全く存在しない。

確かに、数十年にわたりいくつかの小さな明るい兆しは存在した。例えば、盧泰愚大統領によるいわゆる「北方政策」や、より有名な金大中および盧武鉉大統領の「太陽政策」、北への親族訪問の時折の実施、計5回の南北首脳会談（いずれも平壤または板門店で開催）、さらには非武装地帯のすぐ北にある金剛山観光地区や、より顕著な例としての開城工業団地といった北朝鮮の見せかけの投資などである。しかしながら、こうした接近の試みよりも後退の方が数として多く、DPRKによる独自の核兵器備蓄の構築およびそれに付随する運搬手段や潜水艦の開発の試みの強化は、その最も顕著な例に過ぎない。他の例としては、以下のものが挙げられる。

- 1960年代を中心とする、双方向における非武装地帯を越えた軍事襲撃
- 1968年のソウルの青瓦台への直接攻撃
- 1983年のヤンゴン事件：韓国人21名（閣僚4名および政府職員・ジャーナリスト15名を含む）の暗殺
- バグダッド発ソウル行の大韓航空858便の爆破（乗員乗客115名全員死亡）
- 日本本土からの日本人拉致計17件
- 2010年3月、両国の境界海域における韓国海軍艦艇「天安」の撃沈（死者46名）
- 2010年10月、延坪島砲撃（韓国側死者4名）
- 2020年6月、開城の南北共同連絡事務所の爆破
- 2024年1月、北朝鮮による平和的統一目標の放棄

個人崇拜、孤立主義および軍国主義の組み合わせの結果として、今日の北朝鮮は人間開発指数（Human Development Index: HDI）を公表できない数少ない国の一つである。非公式には、193 カ国中 150 位から 160 位の間位置すると推定されている一方で、HDI が 0.937 の韓国は 20 位であり、HDI が 0.938 の米国の直後に位置している（UNDP 2025, p. 274 以下）。

経済的観点から見ると、状況は以下の要素によって特徴づけられる。

- 軍事の極端な優位。一部の推計では GDP の 25% が防衛に向けられているとされる。これは、約 2600 万人の人口に対して 130 万人以上の現役兵を有する朝鮮人民軍が世界第 4 位の規模の軍隊を維持しているという事実によって裏付けられる（Defense Intelligence Agency 2021, p. 7）。すなわち人口の約 4.9% が現役軍人である。比較として、韓国では約 1.0%、米国では 0.4%、ドイツおよび日本では 0.2% である。
- 孤立、国家主導経済および成長を阻害する優先順位のために、機械化および生産性の程度が非常に低い非効率な農業となっている。外貨不足により肥料の基本原料の輸入が困難であり、人口規模に見合う食料生産の確保において解決困難な問題を引き起こしている。北朝鮮の男女の身長は平均して韓国人より 10cm 低いとしばしば言われる。中立的なデータは存在しないが、著者自身の南北双方での観察からすると、これはむしろ控えめな推計であるように思われる。
さらに重要なことに、栄養不良は子どもの発育に対する深刻な障害であり続けている。2023 年のユニセフ報告書「児童栄養失調の水準と動向」によれば、北朝鮮の子どもの 16.8% が発育障害（WHO 基準中央値から 2 標準偏差下）に苦しみ、3% がさらに深刻な消耗症に該当するとされている（Bremer 2023；UN Report 2019, p. 6）。
- 同様の理由から、インフラ整備は大きく遅れている。首都平壤は公共住宅、過大に幅のある大通り、近代的な病院やショッピングモール、娯楽施設などにおいて特別な配慮を受けている。しかし平壤の外では状況は大きく異なる。道路は舗装されておらず、橋は存在しても豪雨の後にしばしば崩壊する。平壤から丹東までの約 250km の主要幹線道路でさえ、最初の 100km のみが舗装されている。エネルギー生産は全国を賄うには程遠く、時代遅れで非効率な石炭火力発電に依存し、厳しく配給されている—平壤でさえ一般市民が電気を利用できるのは朝と夕方の数時間のみである。

- 国家主導の見せかけプロジェクトはこの状況における例外を提供している。例えば
 - － 西海閘門（大同江河口のダムシステム）
 - － 平壤の順安国際空港
 - － 未完成または未利用の観光施設（元山葛麻観光地区、馬息嶺スキー場、陽徳温泉リゾート、三池淵市など）
 - － 鴨緑江対岸の中国側丹東からもはっきり見える新義州の円形マンション

政治的・社会的側面でも状況は同様に厳しい条件によって特徴づけられる。

- 個人崇拜。北朝鮮における個人崇拜は、その初期においては、事実上の一党制を有する他の国々、特にソ連だけでなく中華人民共和国、ルーマニア、キューバ、アルバニアなどの状況とかなり類似していた。しかしながら、数十年の間に差異はますます顕著になった。
 - － 1945年以降、金日成は戦後の他のすべての独裁者よりも長生きし、ワルシャワ条約機構およびコメコンの崩壊を目撃した唯一の人物であった。ソ連や中国とは異なり、個人崇拜に関する反省の段階は一度も存在しなかった。
 - － 金日成は、いわゆる共産主義諸国の中で唯一の純粋な世襲的指導体制を確立し、早い段階で息子の金正日を後継者として指名した。金正日は2012年に息子の金正恩に継承され、彼は現在に至るまで北朝鮮の指導者である。

金一族の宮廷は極端な形態を取り、国家予算の相当部分を占めている。

- 極端なプロパガンダ、独立した情報の欠如および法の支配の欠如：北朝鮮には自由なメディアは存在しない。既存のメディアはすべて労働党の厳格な監督下にあり、その主な任務は指導者の偉大な業績を称賛することである。一般市民は、どんなに無害な行動であっても、かつてのヨーロッパの法的用語で言えば不敬罪または冒瀆と見なされ得る罪で告発されることを常に警戒しなければならない。そのような罪は最も過酷な刑罰につながり得る。

同様に、北朝鮮外部からの独立した情報の所持もまた厳しい結果を招き得る。特に韓国で作成されたあらゆる情報は、それを所持する者にとって極めて危険である。

- その他のメディア：インターネットは存在しない。しかし、北朝鮮専用のイントラネッ

トは存在し、非常に普及しているスマートフォンでアクセス可能である。これらは国内で組み立てられ、輸入部品およびセキュリティ機関が無制限にアクセス可能なよう再設計されたソフトウェアに依存している。

- 北朝鮮国内における移動の自由の欠如：市民は一つの州から別の州へ移動するために許可証を必要とする。平壤訪問の許可は特に取得が困難であり、発給された場合には特別な恩恵と見なされる。
- 外部世界に関する情報は一般市民には公式には利用不可能である。しかし、「自然は真空を嫌う」という自然法則は北朝鮮にも当てはまり、情報は限定的ながらも実際には以下の手段によって浸透している。
 - － 中国との国境地域では、中国製スマートフォンを用いて中国のインターネット信号を受信する。
 - － 同地域では電話も中国のスマートフォンを用いて国境を越えて行われる。
 - － 非武装地帯北側地域では韓国のスマートフォンやラジオ波の受信も同様である。ただし DMZ は北側国境よりもはるかに厳しく監視・妨害されており、北側国境の方が透過性が高い。
 - － USB メモリは重要な役割を果たしている—国家機密だけでなく個人データの運搬にも用いられる。韓国のテレビドラマはすべて USB 経由で北朝鮮に入ってくるが、政府の阻止努力にもかかわらずその知識は広く普及している。
 - － 増加し続ける在外北朝鮮難民の多くが、本国の知人に情報や意見を提供しようと努力している。
 - － 同様に、インターネットへのアクセスや海外渡航の特権を持つ幹部も重要な情報源となり得る。こうした幹部の数は、治安上の理由やサイバー犯罪活動、さらには金正恩体制の需要に応じて増加している。
 - － 外貨獲得のために海外に派遣される契約労働者の存在。国連制裁によりその数は減少したが、制裁の影響力の低下により、とりわけロシアや中国で再び増加している可能性がある。帰国時には彼らは外部世界に関する重要な情報を持ち帰る。

4. ドイツと朝鮮：二つの異なる物語からの結論

ドイツと朝鮮という分断国家の戦後史を詳しく見ると、いくつかの根本的な類似性が存在することは否定できない。分断は両国にとって新たに出現した冷戦の結果としてもたら

された。そして両国において分断は単に軍事的なものにとどまらず、根本的に対立する経済体制および社会体制の分断でもあった。それにもかかわらず、その後の数十年にわたり、両分断国家は著しく異なる方向へと発展した。ここまで、私はドイツの場合において、二つの構成国家の間に控えめではあるが概して着実であり、かつ非常に重要な接近が存在し、それがやや突然の東ドイツ国家の崩壊と 1989/1990 年のドイツ再統一に帰結した理由を説明しようと試みた。これに対して、二つの朝鮮半島の国家の間の亀裂は縮小しなかっただけでなく、時間の経過とともにますます深まり、より敵対的なものとなり、東アジアにおける CSCE 型構造という考えそのものさえ無意味なものとしている。

これらの顕著な差異の原因は、1945 年およびそれぞれ 1953 年における両国の著しく異なる歴史および地政学的な構造に見出される。

ドイツの分断は、ヨーロッパ列強の協調体制という背景の下で生じた。この体制は何百年にもわたりヨーロッパにおいて多様な形で展開されてきたが、その結果は必ずしも一様ではなかった⁴。それにもかかわらず、ヨーロッパ大陸の国家主体は、少なくとも形式上は対等な立場で交渉を行う技術や、利害および勢力の均衡を図る技術に慣れており、それを経験していた。そしてこれらの経験は、20 世紀における米国およびソ連という超大国の漸進的な台頭によって損なわれることはなかった。

このような背景の下で、ドイツの意思決定者は比較的早い段階で、国家を分断するイデオロギー的亀裂のみを単一の問題として強調することは現場の人々の助けにならない、すなわち特に西ドイツにおいては有権者の助けにならないという結論に達した。したがって、ドイツ国内国境の両側の市民のための具体的で実際的ではあるが目立たない措置は、硬直的で抽象的なイデオロギー原則と同様に重要であると見なされるようになった（第 2 節参照）。

このような漸進的な国内的進展は、大西洋関係におけるデタント（とりわけ軍備管理）政治の緩やかに発展する雰囲気の中で生じた。したがって CSCE は、大西洋間、ヨーロッパ、そしてドイツ内部の接近の結果であると同時に、その後にはソ連を含む東欧社会の変容における推進力であり保証者ともなった。しかしながら、同盟国であれ敵対国であれ、おおよそ同程度の力を持つ多数の主体の間でいかに合意を形成するかについての蓄積された経験がなければ、これは考えられなかったであろう。

これに対して、朝鮮半島の二つの国家およびその意思決定者は、数世紀にわたる外部支配、すなわちまず中国による支配、そして 1895 年から 1945 年までの日本による支配の後、1953 年に歴史上初めて国際法上の独立国家としての地位を享受した際、**この種の政治的技術に習熟していなかった。**

外交経験の欠如に加えて、東アジアにおける国家は**規模および実力において大きく異なっており**、ソ連、中華人民共和国（PRC）、米国という三つの核大国の巨人が、敗戦国日本および甚大な破壊と分断、発展の遅れに苦しむ朝鮮という二つの中規模国家の上にそびえ立っていた。特に、そしてドイツの二国家の状況とは根本的に異なり、東アジアにおいては、朝鮮のいずれかの国家が対等な同盟国またはパートナーとして手を結ぶことのできる、**おおよそ同規模の国家が一つとして存在しなかった**。三大国のいずれかに与することが唯一の選択肢であり、これらの大国は本質的かつ伝統的に、対等性ではなく大国間競争の論理に従って思考し行動していた。

この効果は、**北朝鮮が中国にとって米国との間の緩衝地帯として不可欠であった**し現在も不可欠であるという事実によってさらに強化された。確かに、これは中国による譲歩（有利な貿易条件や核兵器開発に対する寛容さ）という点では部分的に北朝鮮に有利に働いたが、同時に北朝鮮の外交政策の選択肢の範囲を根本的に制限した。

主権国家として自らの外交関係を形成する経験の欠如は、言論の自由、法の支配、市場経済の保証を伴う**自由民主主義を運営する経験の欠如**にも反映されていた。実際、1945年／1953年において、朝鮮半島の両側のエリートは最適な統治体制の模索に苦闘しており、韓国の指導者でさえ、社会、経済および政治体制の根本的自由化が国家および国民の利益にかなうという結論に至るまでに35年を要した。

北においては、このような発展は考えられなかった—それは中国がそれを許さなかったからだけではない。北朝鮮の孤立および特にすべての情報に対する国家統制を維持することが不可欠であった。さもなければ、**共産主義の装いをまとった世襲的統治体制の時代錯誤性**が、すべての北朝鮮市民に不可避免的に明らかになってしまったであろうからである。

したがって、CSCEによってヨーロッパで可能となった進展は正当に評価されるべきであるが、ヨーロッパと東アジアにおける初期条件は表面的に類似していたに過ぎず、歴史的、戦略的および文化的差異が両地域に根本的に異なる発展軌道を取らせたことは明らかである。本稿が行っているように朝鮮半島の状況のみに注目したとしても、1975年のヘルシンキ最終文書の前後に達成されたものに類似する自由化およびデタントの程度を東アジアで達成することを目指すアプローチは、したがって、異なる歴史的および地理的状況に適応させるために単にヘルシンキ体制を修正しようとするのではなく、全く新しい構造をゼロから構築することから出発するのが賢明であろう。

参考文献

- Abkommen, Abkommen zwischen der Regierung der Deutschen Demokratischen Republik und der Regierung der Bundesrepublik Deutschland über den Transitverkehr von zivilen Personen und Gütern zwischen der Bundesrepublik Deutschland und Berlin (West) (*Agreement between the Government of the German Democratic Republic and the Government of the Federal Republic of Germany on the transit of civilians and goods between the Federal Republic of Germany and Berlin (West)*), 17.12.1971, in: <https://www.1000dokumente.de/Dokumente/Transitabkommen>, accessed on 2025/09/10
- Bremer, Ifang, 285K North Korean children suffer stunted growth due to malnutrition: Report. NK News, May 16, 2023, (<https://www.nknews.org/2023/05/285k-north-korean-children-suffer-stunted-growth-due-to-malnutrition-report/>); accessed on 2025/08/16)
- Bundesregierung 1988, Mitteilung der Bundesregierung zum Ergebnis der Verhandlungen mit der DDR zu Verkehrsfragen (*Federal Government communication on the outcome of negotiations with the GDR on transport issues*), Bulletin 125-88, 6. Oktober 1988
- Bundesregierung 2020, Website der Bundesregierung aus Anlass des 35jährigen Jahrestags der deutschen Wiedervereinigung (*Website of the Federal Government on the occasion of the 35th anniversary of German reunification*), accessed on 12.08.2025, <https://www.bundesregierung.de/breg-de/schwerpunkte/deutsche-einheit/haeftlingsfreikauf-letztes-kapitel-422280>
- Best, Heinrich and Gebauer, Ronald, Die Kosten und Erträge der Wiedervereinigung Deutschlands (*Costs and benefits of German reunification*), 2020, in: Bundeszentrale für politische Bildung, <https://www.bpb.de/themen/deutsche-einheit/langewege-der-deutschen-einheit/47534/die-kosten-und-ertraege-der-wiedervereinigung-deutschlands/>, accessed on 2025/09/10)
- Defense Intelligence Agency, North Korea Military Power – A growing Regional and Global Threat, Washington 2021, <https://www.dia.mil/Portals/110/Documents/News/NKMP.pdf>, accessed on 2025/09/11
- Hüttmann, Jens, Geschichte der innerdeutschen Beziehungen (*History of intra-German relations*) 1945–1989, 2012, in: Bundesstiftung zur Aufarbeitung der SED-Diktatur, <https://tinyurl.com/y4nkmx5b>, accessed on 2025/09/12
- IISS, International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2024. London: Routledge. ISBN 978-1-032-78004-7 and IISS (12 February 2025), The Military Balance 2025. London: Routledge. ISBN 978-1-003-63076-0.
- Schweisfurth, Theodor, Zur Frage der Rechtsnatur, Verbindlichkeit und völkerrechtlichen Relevanz der KSZE-Schlussakte (*On the question of the legal nature, binding force, and relevance under international law of the CSCE Final Act*), *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Max-Planck-Institut für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht, Heidelberg 1976
- UNDP (United Nations Development Programme). 2025. Human Development Report 2025: A matter of choice: People and possibilities in the age of AI. New York, <https://hdr.undp.org/system/files/documents/global-report-document/hdr2025reporten.pdf>; accessed 2025/09/09
- UN Report 2019, DPR Korea, Needs and Priorities. UN Report 2019 (https://dprkorea.un.org/sites/default/files/2019-07/DPRK_NP_2019_Final.pdf), accessed 2025/09/12

-
- ¹ キリスト教民主同盟と、バイエルンにおけるその姉妹政党のキリスト教社会同盟。
 - ² バスケット I は国家主権、国境の不可侵および人権の尊重に関するもの、バスケット II は経済、科学、技術および環境に関するもの、そしてバスケット III は人道問題に関する協力およびブロック境界を越えた接触の促進に関するものである。
 - ³ ドイツ・マルク。
 - ⁴ 例えば、1648 年のウェストファリアの和約、1763 年のパリ条約およびフーベルトゥスブルク条約、1815 年のウィーン会議、1878 年のベルリン会議、1919/1920 年のパリ諸条約のような取り決めである。1920 年の国際連盟の設立および 1945 年の国際連合の設立もまたこの範疇に入るが、後者におけるヨーロッパ的視点の優越は別の議論の焦点となっている。

